

NPO法人 介護・福祉サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



●「補足給付の見直し・介護職員の処遇改善・介護保険制度の抜本見直しを求める要望書」を国へ提出

介護保険制度は制度改定のたびに、介護保険料が上がり、利用者の自己負担が増えるなど、これまで政府が進めてきた給付削減・負担増の見直しが利用者・家族に深刻な介護困難・生活困難をもたらしています。2021年8月から特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所する、低所得者の利用負担を低減する「補足給付」制度の適用要件が厳しくなり負担が増えています。

一方、介護事業者の多くは、この間の介護報酬等の抑制の中で大変厳しい経営状況となり、倒産件数は過去最高水準となっています。また、2年以上にわたる新型コロナウイルス感染拡大は、疲弊した介護事業者の経営を追い詰める結果となっています。介護現場は介護人材の不足や厳しい事業運営を抱えながら、利用者の介護を支えています。慢性的な人手不足は社会問題となっており、サービス継続のためには、経営安定と介護従事者の抜本的な処遇改善が急がれます。

2022年2月21日(月)NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ(以下、介護・福祉ネットみやぎ)は、介護現場の現状を踏まえ、介護事業者の安定的な事業運営、処遇改善、利用者負担の抑制を求めて「補足給付の見直し・介護職員の処遇改善・介護保険制度の抜本見直しを求める要望書」を内閣総理大臣、衆参両議長、厚生労働大臣、財務大臣に提出しました。

要望書につきましては、介護・福祉ネットみやぎのホームページ「速報第112号」をご覧ください。

URL : <https://www.kaigonet-miyagi.jp/>

-*- 2022年度総会のお知らせ -*-

日時：2022年6月16日(木) 13:30~16:00

場所：フォレスト仙台2F 第2フォレストホール

第一部：13:30~14:40

記念講演：『総介護社会～介護保険制度のこれまでとこれから～』

講師：小竹雅子さん(市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰)

第二部：15:00~16:00

NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ総会



介護・福祉ネットみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。私たちは知識と力を合わせ、良質な介護・福祉サービス提供と健全な事業運営のために、いっそうの研修にはげむとともに、情報を共有し、ネットワークをひろげます。もって子どもから大人まですべての人の人権が尊重されるまちづくりと、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

介護・福祉ネットみやぎ参加団体

宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・公益財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぶ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・宮城県民主医療機関連合会・宮城県民連事業協同組合・企業組合労協センター事業団南東北事業本部・宮城県労働者福祉協議会・株式会社全労済ウィック・合同会社ワイズ・合同会社オフィス山岸

●「補足給付見直しの影響調査・介護保険制度の抜本見直しを求める要望書」を 宮城県及び仙台市に提出

介護・福祉ネットみやぎでは、関係団体と協同し、だれもが安心して利用できる介護保険制度を実現するため、「みんなで考えよう介護保険！みやぎ県民フォーラム実行委員会」（以下、みやぎ県民フォーラム実行委員会）を結成し、フォーラムの開催や各方面への要請活動に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染は、オミクロン変異株の出現により、これまでの緊急事態宣言時を超える感染の広がりを見せています。介護現場では、感染のリスクの軽減に持てる力を振り絞って利用者とその家族を守るために奮闘しています。リスクが高い高齢者施設のクラスター対策には引き続き力を入れて取り組む必要があります。感染拡大期にあっても国民の生活を下支えする重要な社会的インフラへの継続的な支援が求められます。

また、新型コロナ禍で、社会的弱者といわれる層の困窮が一気に加速し深刻です。その中で引き続き介護を受けられる権利を守り、高齢者とその家族の生活を守ることが極めて重要です。第8期の保険料の上昇、2021年8月の補足給付見直しなどにより、介護保険へのアクセスはさらに困難になっています。担い手不足も根本的には、国の財政負担の在り方の問題と直結しています。

2022年2月10日（木）みやぎ県民フォーラム実行委員会は、8名の呼びかけ人連名で、高齢者の生活と権利、事業者・働き手への支援が図られるよう、宮城県知事及び仙台市長へ「補足給付見直しの影響調査・介護保険制度の抜本見直しを求める要望書」を、担当部局を通し提出しました。



宮城県保健福祉部長寿社会政策課千坂守課長と
介護・福祉ネットみやぎ内館昭子理事長



仙台市健康福祉局保険高齢部米内山武部長と
介護・福祉ネットみやぎ内館昭子理事長

〔要望項目〕

1. 補足給付の縮小により、特別養護老人ホームから退居に至った事例やショートステイでの利用控えなど、影響調査を実施し必要な支援を行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染症対策を継続し、安心して介護を受けられる支援を求めます。
3. 国の財政負担の在り方を含め、介護保険制度の抜本的な改善へ向けて、国への要望を上げること。

要望書の詳細につきましては、介護・福祉ネットみやぎのホームページ「速報第111号」をご覧ください。

URL : <https://www.kaigonet-miyagi.jp/>

●2021年度第5回実務担当者・研修会開催報告

2022年2月17日(木)13時30分から16時00分までフォレスト仙台4 A会議室において、実務担当者会議・研修会を開催し、実務担当者、介護従事者、調査員等、オンライン視聴も含め合計28人が参加しました。

今回の研修会は2部構成で開催し、第1部は『高齢者施設での新型コロナウイルス集団感染発生を経験して』と題し、社会福祉法人仙台ビーナス会常務理事の加茂学さんよりご講演いただきました。

コロナ発生から2年以上が経過し日本各地においてはオミクロン株の出現により学校や保育園、高齢者施設等でクラスターが相次いで発生するなど、これまで以上の感染が拡大しています。講演では、高齢者施設での新型コロナウイルス集団発生を受け、実際に対応に当たられた事業者の方からクラスター発生時の経過や対応、保健所や国の機関等からの支援や受援の経験と教訓について大変貴重なお話を伺いました。



社会福祉法人仙台ビーナス会
常務理事 加茂学さん

第2部は第2弾！『わが事業所のBCPをつくろう』をテーマに公益財団法人宮城厚生協会介護事業部課長の野川ちひろさんを講師に迎え、前回研修に引き続きBCP（事業継続計画）策定の第2弾として事業者ごとの具体的な手順と方法について研修しました。

介護サービスは要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。昨今の地震や水害などの大規模災害の発生、さらには感染症の流行が見られる中、介護事業者においてはそれらのことが起こった際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが求められます。そのためには平時から発生時の対応などをまとめたBCPの作成が重要です。令和3年度の介護保険制度改正により、すべての介護施設・事業所で事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施が義務付けられ、3年間の経過措置後、2024年度に完全に義務化されます。



公益財団法人宮城厚生協会
介護事業部課長 野川ちひろさん

ご講演では介護サービス事業者に求められる役割として、①サービスの継続、②利用者の安全確保、③職員の安全確保が最も重要となる。入所系では入所利用者の安全確保とサービス提供維持、通所系では安全確保のための休止基準と再開基準を明確にすること、訪問系では事業規模や対応範囲の中でどこまで対応できるかを明確にすること。周囲の感染や災害状況、利用者・職員の安全確保を考えたくうえでどこまで事業継続ができるかを普段から考え想定しておく作業がBCP作成であると解説いただきました。

BCP作成のポイントとして①施設、事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制構築、②感染（疑い）者が発生した場合の対応、③職員の確保、④業務の優先順位の整理、⑤計画を実行できるよう平時からの周知や研修、訓練の実施。また、作成するにあたっては、事業所の環境によって考え、物理的（建物の構造）、人的（兼務者、チーム制、シフト制）、経済的（材料調達、収益への影響）、周囲の環境（都市部か地方か）を十分に考慮したうえで作成することが重要となるとお話がありました。

最後に「BCPの作成にあたっては、管理者、担当者だけでなく出来るだけ多くの人に関わることで想定幅が広がりその事業所にあったより具体的な事業継続計画となる」と話されました。

●参加団体活動報告紹介

ケアプランセンター木もれび

「ケアプランセンター木もれび」は、ケアマネジャー一人の居宅支援事業所です。平成30年4月1日より事業を開始し、この3月31日で4年が経過します。基本理念は「住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるよう支援いたします」、基本方針は「自立支援、公正中立、利用者本位、地域・医療との連携」です。一人ケアマネジャーとして、4年間様々な利用者様とゆっくりかかわることができ、充実した4年間でした。

介護保険の報酬改定や法改正で、「介護の社会化」という介護保険の概念が変わってきたことを実感しています。IT化やAIの利用などデジタル化も進められています。課題分析・ケアプランの作成・サービスの提供・モニタリングや評価というPDCAサイクルの実施だけではなく、利用者の価値観や生活歴を尊重し、その人らしい生活が維持できるよう、利用者とともに考えることもケアマネジャーの使命です。コロナ禍で、他者との交流や社会参加が制限される昨今ですが、今後も、いくつになっても、障害を持っていても、社会の中で人として尊厳をもって生活できるよう支援していきたい、そんな事業所でありたいと思います。



(合同会社ワイズ ケアプランセンター木もれび 管理者 山崎 彰子)

ケアセンター虹色

2021年1月に居宅介護支援事業所として営業開始しました。いわゆる“一人ケアマネ”の事業所です。みなさんよろしく願いいたします。

介護支援専門員としては数年間の空白があります。併せて介護保険制度の改正改正に四苦八苦ししながら、利用者さんにご迷惑の掛からないようにと頑張って仕事をしているのが現状です。

私は泉病院で15年の医療事務経験の上にヘルパー事業所の責任者として10年、南光台地域包括支援センターで5年の勤務経験での開始となりました。「一人の利用者の方にいろいろな職種、様々な方々との連携」なくして支援はないと経験しました。事業運営でも、「介護・福祉ネットワークみやぎ」への加盟は大変たすかりました。介護保険制度法令遵守に正しい情報や情報交換が必須です。また、介護保険制度の充実へ、利用者の声を法律に反映させるためにもです。私も前期高齢者となり、豊かな人生で締めくりたいと考えています。

事業所の名前「虹色」は未来を意識しました。小さい事業所ですが、重ねて皆さんよろしく願いいたします。



(合同会社オフィス山岸 ケアセンター虹色 管理者 山岸 澄江)